

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(5月16日午前6時まで)

■1 施設・店舗の利用

2021年11月22日から、多くの施設・店舗の利用の際、年齢や業種別に応じて定められた証明書(「免疫者のみ」タイプか「免疫者と非免疫者の混合」タイプ)の提示が必要となっていましたが、2022年5月1日より、同措置は解除とされました。

※ただし、同措置解除は今後見直される可能性もあり、一部の限られた例外(官民の非免疫者の従業員、緊急救命除く医療機関での付添人等)では、引き続き証明書の提示が求められる場合があります(下記3をご参照)。

■2 主な施設・店舗別の措置内容

業種	措置内容
公共交通機関・タクシー・自家用車	<ul style="list-style-type: none">●鉄道、バス、トラム、フェリー、タクシー、航空機(国内便)など・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務・二重マスク(サージカル及び布製)または高規格マスク(FFP2、N95)の着用義務 <ul style="list-style-type: none">●乗用車・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、正式同棲者の同乗はマスク着用義務の対象外
公共サービス(役場等)	<ul style="list-style-type: none">・ハイリスクグループの労働者は、可能なかぎり訪問客等部外者との接触がない職場において出頭による業務・訪問は、人の密集や待ち時間を無くすために、可能な限り予約制・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治癒者でない従業員は、週1回の72時間以内のPCR検査か48時間以内のラピッドテストの義務を負う
民間企業(銀行等)	<ul style="list-style-type: none">・ハイリスクグループの労働者は、可能なかぎり訪問客等部外者との接触がない職場において出頭による業務・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治癒者でない従業員は、週1回の72時間以内のPCR検査か48時間以内のラピッドテストの義務を負う
教育機関	<ul style="list-style-type: none">●生徒(幼稚園・小中高校・塾等)<ul style="list-style-type: none">・濃厚接触者は、セルフテストを2回受験する。感染者との最後の接触があった日を0日とし、0日—1日目に1回目を、4日目に2回目を受検する。 塾を除き、セルフテストキットは生徒の所属する学校機関において無料配布される。・屋内はマスク着用義務●大学生<ul style="list-style-type: none">・医学・医療系大学の学生は、週2回(毎火曜日と金曜日)、PCR検査またはラピッドテストによる陰性証明を提示・屋内及び、屋外で人の密集がある場合、マスク着用義務 <p>※感染対策を講じた上で、校外学習(遠足)を許可</p>

遺跡、博物館、美術館、ギャラリー等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内では、マスク着用義務 ・施設によって、特別な感染対策が講じられる場合がある。
劇場、映画館等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内では、観客はマスク着用義務 ・施設によって、特別な感染対策が講じられる場合がある。
レストラン、カフェ、ナイトクラブ等	<p>●屋内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食時以外は、客はマスク着用義務 ・従業員は二重マスク(サージカル及び布製)または高規格マスク(FFP2、N95)の着用義務 <p>●屋外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナイトクラブ、ダンスホール等では、屋外でも、飲食時以外は、客はマスク着用義務
競技場でのスポーツ観戦	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設では、観客はマスク着用義務
スポーツジム	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内は原則としてマスク着用義務で、感染対策を講じる
食料品店(スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー・マーケットでは二重マスク(サージカル及び布製)または高規格マスク(FFP2、N95)の着用義務
小売店舗、ショッピングセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内では、マスク着用義務
理髪店、美容院、エステ等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内では、マスク着用義務
カンファレンス・見本市	<ul style="list-style-type: none"> ・カンファレンスは、感染対策を講じた上で参加者可。ライブストリーミング付きも推奨される。 ・屋内では、マスク着用義務
パーティー等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内・屋外で、飲食時以外はマスク着用義務

【共通事項】

- (1)屋内はマスク着用義務。4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、着用義務を負わない。屋外は人の密集があるか、ワクチン未接種者の場合、マスク着用を強く奨励。
- (2)施設・店舗等は、アルコール濃度70%以上の手指用消毒液を設置しなければならない。
- (3)換気の奨励。冬季期間、暖房の使用によらず、室内の空気を定期的に入れ替えることが推奨される。概ね1時間に少なくとも10分だが、室内の面積及び人数により、より長時間換気が推奨される(10分~60分間)。可能なかぎりドア・窓を開け放しにしておき、トイレの換気は24時間、空調機の換気機能を最大限に活用し、メトロ・バス等公共交通機関では、常時開け放しの窓を設ける。
- (4)公共機関における無料ラピッドテストは、新型コロナウイルス免疫者または感染症状を有する者に対してのみ実施する。

■3 (ご参考)「免疫者」タイプと「非免疫者」タイプの証明書

※下記は、一部のごく限られた例外(官民の非免疫者の従業員、緊急救命除く医療機関での付添人等)では、提示を求められる場合があります。

※4歳未満は証明書の提示義務は免除。

※免疫証明書等に関しては、EU 諸国以外の第三国からの外国人は、書面で可。

証明書タイプ	年齢	証明書の詳細
免疫者タイプ	18歳以上	<ul style="list-style-type: none">・身分証明書(ID カード、旅券、運転免許証等)・次のいずれかの証明書<ul style="list-style-type: none">(1)ワクチン接種証明書(必要回数の接種完了後、14日間が経過していること) ※2022年2月7日より当該証明書は、官報によると、成人(18歳以上)で強化接種を受けていない場合、最終接種完了から9か月経過後に無効とみなされる。 ※接種完了者が感染した場合、当該証明書は、診断後14日間は一時無効とされ、15日目に再び有効とされる。(2)新型コロナウイルス治癒証明書(当初の診断結果から14日以内に発行、180日間有効) ※診断方法については、接種未完了者は PCR 検査に限り、接種完了者はラピッドテストでも可。
	4歳～17歳	<ul style="list-style-type: none">・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書でも可
非免疫者タイプ	18歳以上	<ul style="list-style-type: none">・身分証明書(ID カード、旅券、運転免許証等)・次のいずれかの証明書<ul style="list-style-type: none">(1)72時間以内の PCR 検査による陰性証明書(2)48時間以内のラピッドテストによる陰性証明書
	4歳～17歳	<ul style="list-style-type: none">・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書でも可